

ふるさと会との交流、特産品のPRをしてみませんか？

東京サロマ会では、毎年10月中旬に開催される「東京都江東区民まつり」で、佐呂間町産のホタテや南瓜などの特産品を販売し、首都圏でのふるさとの物産PR活動を行っています。また、町では協力とともに東京サロマ会の方との交流を深めています。東京サロマ会が行う江東区民まつりでの物産販売に参加し、ふるさと会との交流会や「サロマ」の特産品のPRをしてみませんか？

参加を希望される方には、「佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業」から参加費用の助成がありますので、下記の募集要領をご確認の上お問い合わせください。

◆募集要領

- 開催場所 東京都江東区 都立木場公園
- 開催日時 10月19日～20日（3泊4日）
- 募集対象 町内在住者（学生を除く）
- 募集人数 5名以内
- 補助金額 参加に要する交通費、宿泊費の1/2
- ※予算の範囲内で、最大3泊4日分が助成対象となります。

※自己負担額は、4万円程度の見込みです。
※宿泊などは、申込後に町で手配します。

○募集締切 7月31日

【お問い合わせ】

役場企画財政課企画係 Tel 2・1214

第32回 インターナショナルオホーツクサイクリング2013

■開催日時 7月12日～14日

☆佐呂間町通過日時 若里～富武士～浜佐呂間
13日 14時45分～17時30分

☆チェックポイント キムアネツ岬

◆雄武町からサロマ湖、網走を経由し斜里町までのオホーツク海沿岸212kmの道のりを2日間かけて走行するオホーツクサイクリングは、順位を争うものでなく風景や参加者との交流などを楽しみながら完走することが目的の大会です。

■コース概要

①212kmコース
雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市常呂町→網走市→小清水町→斜里町

②41kmコース（日帰り）
網走市→小清水町→斜里町

■参加人数

①212kmコース	635名
②41kmコース	166名
合計	801名

高齢基礎年金の額を増やしたい方は「付加年金」に加入を!!

国民年金の第一号被保険者の方（自営業などの方と学生に限られ、サラリーマンなどの方とその被扶養配偶者の方は除かれます）が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額15,040円（平成25年度価格）の保険料を納めると、65歳から786,500円（月額65,541円・25年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

＜付加保険料と付加年金の額＞

付加年金を受けるためには、通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めることになっています。

付加年金の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。例えば、付加保険料を5年間（60ヵ月）納めたときの付加保険料総額は24,000円（400円×60ヵ月）となりますが、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金の額は年額12,000円となります。つまり、付加保険料を納めた分は2年間でモトが取れ、3年目からはお得になります。

ただし、付加年金は定額のため、物価の変動に対応した物価スライド（増額・減額）はありません。また、付加年金は老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給又は繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額・増額されることとなります。

＜付加保険料を納められる方＞

- ①自営業者などの国民年金第一号被保険者の方。
- ②一部免除を含め、保険料を免除されていない方。
- ③国民年金基金の加入員になっていない方。

また、60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。なお、付加保険料は、納付期限を過ぎると納めることができません。

【お問い合わせ・申込み】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

7月の納付 忘れずに!!

☆国民健康保険税（1期） ☆固定資産税（2期）
☆介護保険料（1期） ☆後期高齢者保険料（1期）
今月は上記の納付月です。忘れずに納めましょう。事情があって「納期限までに納められない」又は「一度に納められない」などの相談や不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

◆国民健康保険税・固定資産税
企画財政課町民税係・資産税係、徴収対策室
Tel 2・1214

◆介護保険料・後期高齢者保険料
保健福祉課介護保険係・医療保険係
Tel 2・1212

新規高卒予定者の求人申込をお早めに!!

ハローワークでは、平成26年3月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について6月20日から受理を開始しています。企業の将来を担う新卒者の採用についてぜひご検討していただき、お早めにハローワークへ求人のお申込みをお願いします。

【お問い合わせ】

北見公共職業安定所専門援助部門
Tel 0157・23・6251
遠軽出張所 Tel 0158・42・2779

若者応援企業、を募集しています!!

この事業は、若者の採用・育成に積極的な企業に「若者応援企業」を宣言していただき、ハローワーク及び北海道労働局が積極的に企業のPRなどを行います。

若者応援宣言時に提出していただくPRシートは北海道労働局のホームページ及びハローワークで公開し、若年求職者（新規学校卒業生）に提供します。

若年者の雇用をお考えのときには「若者応援企業」を宣言し、企業アピールをしてみませんか？詳しい内容などお問い合わせは最寄りのハローワークへお願いします。

災害情報案内ダイヤル～災害情報を提供します～

消防車がサイレンを鳴らして家の近くを通ったときなど、「家の近くで何かあったのかな？」などと思ったことはありませんか？

そんなとき、災害情報ダイヤルにご連絡ください。そのとき起きている災害の情報（〇〇で火災が起きています。など）を聞くことができます。災害状況等自動案内装置で自動音声で災害情報をお知らせします。

◆災害情報案内ダイヤル

Tel 0158・49・2131

多重債務・金融一般無料出張相談会実施!!

北海道財務局では、借金返済の悩みを抱えている方からの相談を受け付けています。相談は無料で、専門員が親身になって、相談者にあった解決方法を提案します。また、預金・融資・保険・貸金・投資商品など金融商品・サービスに関する質問、相談も受け付けています。

下記の日程で「無料相談会」を開催しますので、お気軽にご利用ください。

- 日時 ①7月17日
15時30分～17時
- ②7月18日
9時～17時

※受付は両日とも16時まで。

■会場 北見地方合同庁舎
北見市青葉町6番8号

※秘密は厳守されます。

また、北海道財務局常設窓口でも相談を受け付けていますので、ご利用ください。

■常設窓口

○多重債務者相談窓口

Tel 011・807・5144

○金融ホットライン

Tel 011・807・5145

○中小企業等金融円滑化相談窓口

Tel 011・729・0177

【お問い合わせ】

北海道財務局相談員直通

Tel 011・807・5144

Tel 011・807・5145

※9時～17時

Information Board

情報掲示板

総合体育館駐車場の一部利用制限について

第55回連合消防演習が7月7日、9時から町総合体育館駐車場で開催されます。当日は、会場設営などで町総合体育館駐車場への駐車、車両の出入りを一部制限します。ご利用の際は、誘導員の指示に従ってご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

☆第55回連合消防演習

■開催日 7月7日

■場所 町総合体育館駐車場

■一部利用制限区域・時間

○体育館前駐車場

○テニスコート側駐車場

○8時～15時

☆サイレン吹鳴時間

連合演習開催に伴い下記の時間で

消防用サイレンを吹鳴します。

■吹鳴日時 7月7日

○佐呂間地区 8時

○浜佐呂間 8時

○若佐・栄 8時

網走地方気象台施設見学会のお知らせ

■開催日時 7月27日

10時～15時

■開催場所 網走地方気象台

網走市台町2丁目1-6

■開催内容

施設見学・観測機器展示・パネル

展示・気象観測などの説明・実験

教室

○入場無料・事前申込不要

○駐車場有

※雨天でも行いますが、重大な災害の起こる恐れがある場合は中止することがあります。網走地方気象台ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】

網走地方気象台総務課

Tel 0152・44・6891

○ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/abashiri/>

情報掲示板

2つのサマーでワッショイ!



☆今年のサマージャンボ宝くじは1等・前後賞合わせて5億円!!
 ○1等 3億円×26本
 (発売総額780億円・26ユニットの場合)
 ○前後賞各 1億円×52本
 (発売総額780億円・26ユニットの場合)
 ☆2,000万サマー同時発売!!
 ○1等 2,000万円×450本
 (発売総額270億円・9ユニットの場合)
 ■発売期間 7月10日～8月2日
 ※この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

建設業界の退職金制度があります!!

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主 建設業を営む方
- 対象となる労働者 建設業の現場で働く方
- 掛金 日額310円
- 国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- 自社の福利厚生に便利な提携施設の割引サービスが利用できます。
- ※加入申請など詳しくは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。
- 【お問い合わせ】
 独立行政法人労働者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業北海道支部
 Tel 011・261・6186

町営住宅の空家状況

6月13日現在の町営住宅空き家状況をお知らせします。

- <公募期間のある空家住宅>
- 西富団地
2階建3LDK 2階1戸 15,600円～
- <随時入居可能な空家住宅>
- 栄団地
2階建3LDK 1階1戸 15,300円～
2階建3LDK 2階1戸 15,300円～
- 西富団地
2階建2LDK 2階1戸 14,600円～
2階建3LDK 2階2戸 15,200円～

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
 役場建設課管理係 Tel 2・1210

苦情審査員制度をご利用ください!

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査員制度」です。皆さんに代わって「苦情審査員」が中立的な立場で、道の機関などに対し必要な調査などを行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道に是正や改善を求めます。もちろん個人情報保護されます。

- 申立方法
- 道庁「道政相談センター」又は各振興局の「道政相談室」に申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- 申立書は道ホームページからもダウンロードできます。
- ☆申立書は必要事項を記載し郵送・ファックス・メールでお願いします。
- 【お問い合わせ】
 北海道総合政策部
 知事室道政相談センター
 Tel 011・204・5523 (内線21・706)
 Fax 011・241・8181

パーキンソン病を知っていますか?

パーキンソン病は神経難病と呼ばれる難病ですが、適切な治療とリハビリを行えば有意義な生活を送ることができると言われています。

紋別保健所管内でも約100名が認定を受けている割合身近な病気です。しかし、紋別保健所管内には神経難病を専門に診る常勤の専門医がいません。そこで、下記のとおりパーキンソン病を知る機会として講演会を開催しますので皆さんの参加をお待ちしています。

- 講話 「パーキンソン病の治療」
- 講師 旭川医科大学病院 片山 隆行 医師
- 日時 7月13日 13時～15時
- 場所 紋別セントラルホテル 3階オホツクの間
- 住所 紋別市港町7丁目1-58
- 【お問い合わせ・申込】
 紋別保健所健康推進課保健予防係
 Tel 0158・23・3108
 ※申込締切 7月5日まで

野生大麻撲滅にご協力を!!

大麻(アサ)は、草丈が1.5～3mにも成長し、その茎から丈夫な繊維がとれるため古くから栽培されてきましたが、花や葉には幻覚を引き起こす成分が含まれるため、「大麻取締法」によって栽培や所持することが禁止されています。大麻成分を摂取して精神的な影響を受けると、普通の社会生活を送れなくなるだけでなく、摂取をやめた後も後遺症が長期にわたり残ります。身体的な影響としては、免疫や生殖機能などに異常がおこるので、軽い気持ちで始めたことが一生の問題となります。

社会的に大きな影響をもたらす植物であることから、国の方針を受け北海道でも、野生の大麻が自生している土地所有者(使用者)自らが除去することを推進しています。野生大麻を発見した場合は、保健所、警察又は役場に連絡の上、指示に従って除去してください。野生大麻による犯罪防止のためにも、皆さんの地道な活動が不可欠となりますので、ご協力をお願いします。

大麻草をみだりに栽培、譲渡(販売)、譲受、所持、使用などすると大麻取締法違反で懲役や罰金に処されます。

【お問い合わせ】
 役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

海上保安学校学生募集!!

- 受験資格
- ①平成25年4月1日現在で高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して、5年を経過していない方及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの方。
- ②人事院が①と同等の資格があると認める方。
- 申込受付期間
- インターネット申込 7月23日～8月1日
- 郵送・持参申込 7月23日～7月31日
- 一次試験 9月29日
合格発表 10月16日
- 二次試験 10月22日～10月31日の内指定する日
合格発表 11月26日(航空課程:平成26年1月23日)
- 採用課程
船舶運航システム課程(航海・機関・主計 コース)
航空課程・情報システム課程・海洋科学課程
- ☆採用されると、京都府舞鶴市にある海上保安学校に入学し、1年間(情報システムは2年間)海上保安官として必要な教育を受けます。

【お問い合わせ】
 紋別海上保安部管理課 Tel 0158・23・0118

ハチが活発になる時期です。ご注意ください!!

暖かくなるとハチの活動も活発になってきます。この時期は、住宅などの軒先や壁の間に巣を作ることが多くなります。ハチは巣を刺激するものに対して集団で攻撃してきますので、巣を見つけたらハチを刺激せずに役場町民課生活環境係までご連絡ください。

また、ハチの中には土の中に巣を作る種類もいますので、山などに入るときは十分に注意してください。
 ※ハチ駆除(巣の撤去)は無料です。ただし、巣の場所がわからない場合や、場所によっては駆除できない場合がありますのでご了承ください。

- 【ハチの捕獲方法】
 ハチが多くて困っていても、ハチの巣を発見できなければ駆除することができません。こんなときは、ハチとり罠、を作って捕獲することができます。
 ■用意するもの
 ○酒 150cc、酢 50cc、砂糖 60g
 ○空のペットボトル

- 作り方
- ①分量の酒、酢、砂糖をよくかき混ぜてペットボトルの中に入れます。
- ②ペットボトルの口にひもを巻き、枝などに吊るします。これだけで付近のハチがペットボトルの中に入りほとんど出てこれなくなります。

- ポイント
- ある程度ハチが入ったら中身を新しいものに変える。
- 中身を変えるときやハチを取り出すときは、十分に注意する。
- ハチがいなくなったら必ず罠を外す。(とんどん他の場所から集まっています。)
- ペットボトルはなるべく凹凸の少ないものがハチが出てこれません。

【お問い合わせ】
 役場町民課生活環境係
 Tel 2・1213

ごみステーションはルールを守って!!

これからの時期はごみステーション周辺の臭いや虫などが気になるようになります。ほとんどが「生ごみ」が原因によるものですが、収集日当日(朝8時まで)に出すというルールを守らずに、収集日以外や収集が終わってから出す人がいるため、長い間放置され悪臭や虫が発生します。特にこれからの季節はハチも寄ってくるので危険です。

また、指定ごみ袋(有料)以外の袋や分別されていないごみは収集されないため、そのまま残ります。指定ごみ袋だからといって何でも混ぜずに正しく分別してください。資源ごみも汚れを洗っていないと、収集できないだけでなく生ごみと同様に不衛生な状況になります。ごみステーションの周囲の方や利用者に迷惑とならないようルールを守って利用しましょう。

【お問い合わせ】
 役場町民課生活環境係
 Tel 2・1213

家電リサイクル対象製品は適正に処分してください!!

使い終わったアナログテレビなどの家電リサイクル法対象家電製品は、販売店が収集・運搬を、家電メーカーなどがリサイクルを義務付けられています。また、消費者（排出者）は適正な排出と収集運搬及びリサイクルに関する費用を負担することになっています。

このため、リサイクル対象家電製品は、町では収集・処理していませんので適正な処理をお願いします。（町内知来の最終処分場でも受入できません。）

処理が面倒だからといって、絶対に不法投棄はしないでください。5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金などの罰則があります。

■処分方法

- ①小売店に依頼する。（小売店でリサイクル料金及び収集運搬料金を支払う。）
 - ②指定取引場所に持ち込む。（郵便局でリサイクル料金を支払う。収集運搬料金は必要無し。）
- ※郵便局で家電リサイクル券を購入→リサイクル券を家電に貼る→指定取引場所に持ち込む

対象家電製品	リサイクル料金
テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式)	1,785 ～ 3,795 円
冷蔵庫・冷凍庫	3,780 ～ 5,869 円
洗濯機・衣類乾燥機	2,520 ～ 3,444 円
エアコン	1,575 ～ 9,450 円

◀製造業者指定取引場所▶

- (株)齊藤商店 北見市豊地 12 番地
Tel 0157・36・5544
- エア・ウォーター物流(株)美幌営業所
美幌町高野 104 番地 27
Tel 0152・73・4233
- ◆家電リサイクル手続・リサイクル券返金など
※家電リサイクル券が未使用で返金を求める場合など
- 財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
フリーダイヤル 0120・319640
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp>

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加募集

この事業は、厚生労働省から補助を受けて実施され、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没された場所を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費 9 万円で、一度参加された方でも 5 年を経過すると応募可能です。実施地域で日程が異なります。受付が終了している事業もありますので、お問い合わせください。

- 参加費 9 万円
- ※集合場所までの交通費、帰国時宿泊代、渡航手続手数料は含まれていません。また、参加費は、燃料費の高騰や円安などにより値上げする場合があります。
- 参加資格 ①戦没者遺児
②事業実施地域で亡くなられた戦没者の遺児

◀実施地域▶

- 広域地域
①旧満州 ②西部ニューギニア ③アッツ島 ④旧ソ連
⑤中国(1次) ⑥マリアナ諸島 ⑦東部ニューギニア(1次)
⑧ボルネオ・マレー半島 ⑨トラック・パラオ諸島
⑩ソロモン諸島 ⑪フィリピン(1次) ⑫ミャンマー・ベトナム(1次) ⑬台湾・バシー海峡 ⑭東部ニューギニア(2次) ⑮ミャンマー・インド(2次) ⑯フィリピン(2次)
⑰中国(2次)
 - 特定地域
①ビスマーク諸島 ②西部ニューギニア
③マーシャル・ギルバート諸島
- 【お問い合わせ】
日本遺族会事務局 Tel 03・3261・5521

人の動き

— 5 月末現在 —
人 口 5,674 人 (- 2)
男 2,710 人 (± 0)
女 2,962 人 (- 2)
世 帯 2,450 戸 (+ 3)
() 内は前月比です。

西宮町 西富 西朝富 西日富
▼香典返しを廃して
■社会福祉協議会
ご寄付ありがとうございます

上野 杉本 北川 邊見 田中 垂水
忠好 将俊 康み 直市 義治
さん さん さん さん さん

◆保険証が新しくなります

有効期限が 1 年間になり、毎年更新することになりました。現在ご使用の保険証の有効期限が平成 25 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。

7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。
☆新しい保険証の有効期限は、平成 26 年 7 月 31 日までです。
☆紛失したときや、汚れたときは再交付しますので役場保健福祉課医療保険係まで申し出ください。



☆後期高齢者医療被保険者証
新しい保険証の色は
ピンク色です。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成 25 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく 1 年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7 月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8 月 1 日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は交付要件に該当することをご確認の上、役場保健福祉課医療保険係に申請してください。

●減額認定証交付対象 区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当される方

- 区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
①世帯全員の所得が 0 円の方
(公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
- ②老齢福祉年金を受給されている方
- 区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方



☆減額認定証
新しい減額認定証の色は
水色です。

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくため、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望の方を対象に医療費通知を送付しています。今回の発行は、9 月（平成 25 年 1 月～6 月の医療費を対象）に行います。

●新たに発行を希望の方はご連絡ください

新たに発行を希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場保健福祉課医療保険係へご連絡ください。電話だけの連絡で手続きできます。

※すでに発行されている方には、継続して発行しますので再度の連絡は必要ありません。

※この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。また、この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

【お問い合わせ】
北海道後期高齢者医療広域連合 Tel 011・290・5601
役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入している 70 歳から 74 歳の方に交付されている「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が平成 25 年 7 月 31 日で期間満了となります。毎年、8 月 1 日現在の世帯状況、前年の所得に応じて負担割合の再判定を行い、判定の結果「2 割（平成 26 年 3 月 31 日までは 1 割）又は「3 割」の負担割合が記載された新たな「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。対象者には 7 月中に郵送で交付しますので、8 月 1 日以降に医療機関を受診される方は、保険証に添えて窓口に提示願います。

国民健康保険限度額認定証について

医療機関などで診療を受けられた場合、医療機関窓口に「認定証」を提示することで、医療費については適用区分(所得により上位・一般・非課税に分かれます)に応じた限度額までを、また、非課税世帯の方は食事代についても減額された額の支払いで済みます。

現在、交付されている認定証は平成 25 年 7 月 31 日が期限となっています。国民健康保険加入の方で「認定証」の交付を受けたい方は申請手続きをお願いします。

- 申請に必要なもの
- 印鑑
- 国民健康保険被保険者証（国民健康保険高齢受給者証）

重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療受給者証の更新について

北海道医療給付事業の各受給者証の更新手続きについては、申請手続きの緩和を図るため、当初申請時に所得状況の確認について同意を得ていますので、役場保健福祉課医療保険係で所得状況を確認、判定の上、該当となった方に対して 7 月中に受給者証を郵送で交付しますので、8 月 1 日以降に医療機関を受診される方は、保険証に添えて窓口に提示願います。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212